

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―一八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一外二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百五十一・四九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二七八八立方メートル毎秒